表3）　所得控除額一覧表（抜粋）

【社会保険料控除額】

支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額

【小規模企業共済等掛金控除額】

（独）中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金（旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象）、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額

【生命保険料控除額】

保険の種類	旧契約	新契約	両方適用する場合
一般の生命保険料	最高５万円	最高４万円	最高４万円
個人年金保険料	最高５万円	最高４万円	最高４万円
介護医療保険料	―	最高４万円	―
合計適用限度額	最高 12 万円		

※旧契約とは、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等、新契約とは、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等

【地震保険料控除額】

地震保険料の額（最高 50,000 円）

＋

旧長期損害保険契約の支払保険料
① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額
② 10,000 円を超える場合
……支払保険料 × 1/2 ＋ 5,000 円
（最高 15,000 円）

※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額（最高 50,000 円）

障害者控除額	障害者 1 人につき……270,000 円 特別障害者 1 人につき……400,000 円（同居特別障害者の場合 750,000 円）
寡婦（寡夫）控除額	270,000 円（特別の寡婦は、350,000 円）
勤労学生控除額	270,000 円

<table>
<tr><td rowspan="2">配偶者控除額</td><td colspan="2">一般の控除対象配偶者・・・・・・・</td><td>380,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人控除対象配偶者・・・・・・・・</td><td>480,000 円</td></tr>
<tr><td>配偶者特別控除額</td><td colspan="2">配偶者の合計所得金額が
38 万円超 76 万円未満（表 2）・・・</td><td>300,000 円～
380,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">扶養控除額</td><td rowspan="2">一般の控除対象扶養親族</td><td>16 歳以上
19 歳未満</td><td rowspan="2">380,000 円</td></tr>
<tr><td>23 歳以上
70 歳未満</td></tr>
<tr><td>特定扶養親族</td><td>19 歳以上
23 歳未満</td><td>630,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">老人扶養親族</td><td>同居老親等以外</td><td>480,000 円</td></tr>
<tr><td>同居老親等</td><td>580,000 円</td></tr>
<tr><td>基礎控除額</td><td colspan="3">380,000 円</td></tr>
</table>

※控除対象配偶者、控除対象扶養親族・・・所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び養護老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 38 万円以下の者（青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く）。

※特定扶養親族・・・控除対象扶養親族のうち、平成４年１月２日から平成８年１月１日までの間に生まれた者（年齢 19 歳以上 23 歳未満の者）。

※老人控除対象配偶者、老人扶養親族・・・昭和 20 年１月１日以前生まれ（年齢 70 歳以上）の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。

※同居特別障害者・・・控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。

※同居老親等・・・老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。